

法令名	土地改良法
根拠条項	第89条の2第8項
処分の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時利用地の指定</li> <li>・換地処分前の使用収益停止</li> <li>・仮清算金支払い地の使用停止及び一時利用地指定の利益相当額徴収</li> </ul>
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法第89条の2第8項 第6項の規定による一時利用地の指定については第53条の5第2項から第6項までの規定を、第6項の規定による使用及び収益の停止については第53条の6第1項後段及び第3項の規定を、第6項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止については第53条の7及び第53条の8の規定を、前項の規定による使用及び収益の停止については第53条の6第1項後段及び第3項並びに第53条の7の規定を準用する。この場合において、第53条の7及び第53条の8中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。</li> </ul> <p>&lt;関連条文&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法第89条の2第6項、第7項 第53条の5第2項、第3項、第4項、第5項、第6項 第53条の6第1項、第3項 第53条の7 第53条の8</li> </ul>
処分基準	法令の規定において判断基準が言い尽くされており、処分基準の設定は不要である。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> )